

一般廃棄物再生利用業指定証



大阪市指令環境事第3号
令和5年5月16日

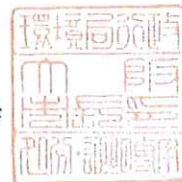
住所（所在地）

大阪市住之江区新北島三丁目6番45号

氏名（名称及び代表者の氏名）

木材開発株式会社 代表取締役 正田 博

大阪市長 横山 英幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号又は第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

複写無効

指定年月日	令和4年7月1日
指定番号	第1033号
事業の範囲	業務の種別 取り扱う一般廃棄物の種類
	再生活用業 木くず（剪定枝に限る） 以上1種類
再生利用の方法	チップ・紙・堆肥等への再生利用
取引関係	取引先：大阪市内の排出者
指定期限	令和6年6月30日
指定条件	①取り扱う一般廃棄物は、チップ・紙・堆肥等の原料となるものに限る。 ②事業の範囲を変更する場合は、事前に大阪市長に承認を得ること。 ③再生活用業に係る施設の所在地は、大阪市住之江区平林北二丁目6番50号とする。